

住民基本台帳法が改正

住民基本台帳カードの取り扱いや 外国人登録制度が変わります

転出しても現在の住基カードを使用できます

現在、町外へ転出する際には、住民基本台帳カード(住基カード)は返納していただいておりますが、7月9日から引越し先でも引き続き、現在お持ちの住基カードを利用することができるようになります。

継続利用するためには、新たにお住まいになる市区町村役場で転入届を行う際に、住基カードを持参して暗証番号(カード交付の際に設定した4桁の数字)を入力し、手続きを行うことが必要です。

※暗証番号を忘れてしまった方は、もう一度設定することができます。ご本人が住基カードを持参し町民課(1番窓口)で手続きを行ってください。

外国人登録制度が変わります

◆外国人住民の方にも住民票が作成されます

7月9日から、外国人住民にも住民票が作成され、住民票の写しの発行が可能になります。また、日本人と外国人で構成される世帯については、世帯全員が記載された住民票の写しが発行可能になります。

▷住民票が作成される対象者

- ①中長期在留者
- ②特別永住者
- ③一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

◆外国人登録証明書は特別永住者証明書または在留カードに変わります

現在お持ちの外国人登録証明書は、切り替えるまでの間は特別永住者証明書または在留カードとみなされます。

▷外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる有効期限

特別永住者	16歳未満の人	16歳の誕生日まで
	16歳以上で次回確認切替期間が平成27年7月8日までの人	平成27年7月8日まで
	上記以外の人	次回確認切替期間の始期である誕生日まで

▷外国人登録証明書が在留カードとみなされる有効期限

永住者	16歳未満	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
	16歳以上	平成27年7月8日まで
特定活動	16歳未満	在留期間の満了日、平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
	16歳以上	在留期間の満了日または平成27年7月8日のいずれか早い日まで
上記以外	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
	16歳以上	在留期間の満了日まで

◆町外へ引越する場合は転出の届け出を

転出届の際に「転出証明書」を発行しますので、新しい住所に住み始めてから14日以内に、特別永住者証明書または在留カードのうちいずれか1点と転出証明書を持参し、転入先の市区町村役場で転入届を行ってください。

※町内で引越した際も特別永住者証明書または在留カードを窓口へ持参して転居届を行ってください。

◆問い合わせ 町民課住民記録係(☎82-3111内線124)へどうぞ。



設置を予定している人はご検討を

町では、町内における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、国の補助金を受けて住宅用太陽光発電設備を設置した方に対し、設置費用を補助します。8月1日から補助金申請の受け付けを開始します。詳しい申請方法や必要な書類については、お問い合わせください。

▽対象者 次の①～③にすべて該当する人が対象となります。
①町内に住所を有する人(法人を除く)
②国の補助金を受けて太陽光発電設備を設置した人
③町税に滞納がない人
※この補助金は1人1回、1棟

住宅向けの太陽光発電設備費用を助成

8月1日から受け付け開始

町では、町内における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、国の補助金を受けて住宅用太陽光発電設備を設置した方に対し、設置費用を補助します。

限りで交付されます。

▽対象設備 平成23年3月11日以降に設置された太陽光発電設備で、次の①～③にすべて該当するものが対象となります。

①最大出力が10キロワット未満のもの
②価格が1キロワットあたり60万円未満のもの
③未使用品であるもの

▽対象家屋 申請する方本人が住むための住宅(賃貸住宅や店舗・事業所は対象外)

※店舗兼住宅の場合は、住宅部分に使用するものであれば対象となります。

▽補助金額 最大出力1キロワット当たり3万円で上限10万円(千円未満切捨て)

▽申請期限 国からの補助金交付決定通知を受けた日から、6カ月以内に必要書類を添えて申請してください。

※7月31日以前に設置した方は、平成25年3月31日まで申請を受け付けます。

◆申請先・問い合わせ

財政課政策推進係(☎82-1311内線425)へどうぞ。